

青森県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第二十六條第一項及び第二項並びに第三十條第一項及び第二項の規定に基づき、特定水産資源（法第十一條第二項第三号に規定する特定水産資源をいう。以下同じ。）の漁獲量等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第二十六條第一項及び第三十條第一項の規定に基づき、特定水産資源（法第十一條第二項第三号に規定する特定水産資源をいう。以下同じ。）の漁獲量等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>第二条 (漁獲量等の報告の方法等)</p> <p>(略)</p>	<p>(漁獲量等の報告の方法等)</p> <p>第二条 法第二十六條第一項の規定による報告は、漁獲量及び漁業法施行規則（令和二年農林水産省令第四十七号。以下「省令」という。）第十六條第二項各号に掲げる事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。</p> <p>2 青森県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十九年十月青森県条例第六十五号）第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第二十六條第一項の規定による報告を行う者は、知事が告示により指定する入出力装置から入力して、当該報告を行わなければならない。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 前項の規定により指定された入出力装置を使用し、法第二十六條第一項の規定による報告を行う者については、知事等に係る行政手続等における情報通</p>

4 第一項の報告書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で提出した場合における省令第十六条第一項に規定する期間の計算については、送付に要した日数は、算入しないものとする。

第三条 法第二十六条第二項の規定による報告は、採捕をした個体の数、漁獲量及び省令第十六条第五項各号に掲げる事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。

2 前条第二項から第四項までの規定は、法第二十六条第二項の規定による報告について準用する。この場合において、前条第四項中「第十六条第一項」とあるのは、「第十六条第四項」と読み替えるものとする。

第四条 （略）

2 第二条第二項から第四項までの規定は、法第三十条第一項の規定による報告について準用する。この場合において、「第二条第四項中「第十六条第一項」とあるのは、「第十九条第一項」と読み替えるもの

4 第一項の報告書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で提出した場合における省令第十六条第一項に規定する期間の計算については、送付に要した日数は、算入しないものとする。

（新設）

（新設）

第三条 法第三十条第一項の規定による報告は、同項に規定する特定水産資源の漁獲量及び省令第十九条第二項各号に掲げる事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。

2 前条第二項から第四項までの規定は、法第三十条第一項の規定による報告について準用する。この場合において、「同条第四項中「第二十六条第一項」とあるのは、「第三十条第一項」と読み替えるもの

とする。

第五条 法第三十条第二項の規定による報告は、特別

管理特定水産資源（法第十六条第二項に規定する特

別管理特定水産資源をいう。）の個体の数及び漁獲

量並びに省令第十九条第五項各号に掲げる事項を記

載した報告書を提出して行わなければならない。

2 第二条第二項から第四項までの規定は、法第三十

条第二項の規定による報告について準用する。この

場合において、第二条第四項中「第十六条第一項」

とあるのは、「第十九条第四項」と読み替えるもの

とする。

する。

（新設）

（新設）